

## 令和4年度 練馬区がん検診等に係る自己負担金の免除について

つぎに該当する方は、自己負担金免除の対象です。受診日に下記の書類を提出することで、免除(無料)になります。ご希望の方は、必ず事前(2週間前まで)に手続きしてください。

	対象	申請方法	受診当日に医療機関へ提出する書類
①	住民税非課税世帯の方 ※申請者および世帯員全員の住民税が課税されていない世帯です。	裏面の「自己負担金免除申請書」を記入し、練馬区役所または保健相談所へご申請ください。 申請後、免除対象の方には、「自己負担金免除通知書」を郵送します。	自己負担金免除通知書
②	生活保護受給中の方	「保護証明書」を管轄の総合福祉事務所に申請してください。 ※1つの検診につき、1枚必要です。	保護証明書
③	75歳以上の方	申請の必要はありません。	保険証など住所・年齢の確認ができるもの
④	中国・樺太残留邦人の方で支援給付を受給中の方	「支援給付受給証明書」を練馬総合福祉事務所に申請してください。 ※1つの検診につき、1枚必要です。	支援給付受給証明書

### ● 自己負担金の特例（健康診査受診券に「無料」の表示がある場合）

練馬区健康診査受診券の「健康診査の自己負担」欄に「無料」と表示されている方は、健康診査と同時に下記の検診を受診する場合に限り、免除申請なしで自己負担金が免除(無料)となります。

- ・胸部エックス線検査(一般胸部エックス線検査 または 肺がん検診)
- ・大腸がん検診
- ・前立腺がん検診(令和5年3月31日時点で 60歳・65歳の男性のみ)

### 【電子申請】

練馬区がん検診等にかかる自己負担金免除申請は電子申請も可能です。詳細は下記のページをご覧ください。

PCから

練馬区 自己負担金免除 🔍 検索

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/hoken/kenkoshinsa/gankenshin/020901.html>

スマートフォンから



⇐⇐⇐ こちらを読み取り、アクセスしてください

【問い合わせ先】 練馬区 健康部 健康推進課 成人保健係 電話 03-5984-4669 [直通]

(午前8:30~午後5:15 土日祝・年末年始を除く)

## 令和4年度 練馬区がん検診等に係る自己負担金免除申請書

練馬区長 殿

練馬区のがん検診等に係る、自己負担金の免除を下記のとおり申請します。  
また、本件審査のため、練馬区が保有する税務情報を利用することに同意します。

太枠内に必要事項をご記入ください。

申請日 令和 年 月 日

※生活保護受給中の方、75歳以上の方は、申請の必要はありません。（詳しくは表面をご覧ください。）

受診する全ての検診等に  してください。受診対象年齢は、令和5年3月31日時点での年齢です。

どちらか一つのみ受診できます。

 一般胸部エックス線検査 肺がん検診

40～64歳で練馬区国民健康保険特定健康診査と同時受診

40歳以上

 胃がん検診

40歳以上

 大腸がん検診

40歳以上

 子宮がん検診

20歳以上 女性のみ

 乳がん検診

40歳以上 女性のみ

 前立腺がん検診

60・65歳 男性のみ

 30歳代健康診査

30～39歳

 眼科（緑内障等）健康診査

50・55・60・65歳のみ

 成人歯科健康診査

30・35・40・45・50・55・60・65・70歳のみ

 骨粗しょう症検診

40・45・50・55・60・65・70歳 女性のみ

申請者  
氏名

生年月日

昭和・平成

年 月 日

住所

練馬区

電話番号

( )

住民票の世帯員全員（上記申請者以外）の氏名・生年月日を記入してください。

	世帯員氏名	生年月日		世帯員氏名	生年月日
1		明・大・昭・平・令 年 月 日	4		明・大・昭・平・令 年 月 日
2		明・大・昭・平・令 年 月 日	5		明・大・昭・平・令 年 月 日
3		明・大・昭・平・令 年 月 日	6		明・大・昭・平・令 年 月 日

## 【必ずお読みください】

- **世帯員全員が住民税非課税の方が**申請できます。（詳しくは表面をご覧ください）
- 通知書発送までお時間がかかるため、**受診日の2週間前までにご提出ください。**
- **申請書1枚につき1名の申請**となります。2名以上の場合は、それぞれ申請してください。
- **令和4年1月1日時点で練馬区以外にお住まいだった方**は、原則として前住所地発行の非課税証明書が世帯員全員分必要になります。詳しくは、成人保健係（03-5984-4669）までお問い合わせください。
- 住民税の課税状況は、原則として当該年度になります。ただし、当該年度の住民税が確定するまでは、前年度の課税状況になります。
- **非課税でも住民税の申告を行っていただく必要があります。**

## 【申請方法】

1 郵送：下記へご郵送ください。

〒176-8501

練馬区役所

健康部 健康推進課 成人保健係 行

2 窓口：下記のいずれかへご提出ください。

① 練馬区役所  
（東庁舎6階 健康推進課 成人保健係）② 保健相談所  
（豊玉、北、光が丘、石神井、大泉、関）

3 電子申請：表面下部の【電子申請】をご参照ください。

【練馬区使用欄】（記入しないでください）

確認 令和 年 月 日 非課税・課税・未申告・非居住 免除可否 可 否 送付枚数 枚